

自治基本条例／協働のまちづくり条例他 他市町村比較表

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	春日部市(埼玉県)
自治基本条例	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) 協働 市民、議会及び執行機関がそれぞれの役割及び責任の下に、互いの自主性を尊重しつつ、対等な立場で補い合い、連携及び協力を図り、行動することをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(9) 協働 まちづくりのために、村民と村とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(5) 協働 多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。</p> <p>(6) 町民参加 まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(4) 参加 町が行う政策の立案、施策の実施、評価等の各過程において、町民が町に対して意見を述べ、提案し、活動等を行うことをいう。</p> <p>(5) 協働 町民及び町がそれぞれの役割及び責務に基づき、互いを尊重しながら、対等な立場で共通の目的の実現に向けて協力してまちづくりに取り組むことをいう。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(3) 市民参加 広く市民の意見を反映させるため、市民が様々な形で市政へ自主的に参加することをいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、議会及び執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいいます。</p>

	協働のまちづくり条例(千葉県松戸市)	市民参加条例(千葉県白井市)	市民協働条例(神奈川県横浜市)	市民活動推進条例(神奈川県茅ヶ崎市)
協働のまちづくり条例他	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。</p> <p>(3) 連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。</p>	<p>(定義) 第2条</p> <p>2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。</p>